

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○財務
発行	振替	額最低	払込	発行	発行	用振替	の法律	發行	名稱	令第	國債の發行等に關する
行価	單位	額面	金額	方法	方法	項及法	項及び	根拠	及び記	三十四	省告示第百四十六号
格	日	位	金	額	法	適	そ	拠	記	年	に
錢額	平	す額の	振	五十	五十額い募	振の以	社	九特	利付	四月	第六条第十一項の規
面成	成	るの記	替	万円	十万面に集	替適下へ平	債、	十年別回	付	十日告	示する。昭和五
金二。	整載法	額十	円	八円	金よ取機用	「振成十三年	株式等の	法會	國庫債券(十年)	日示	利付した。
百四	數又の	額	億	億	額る扱機	十三年	振替法」とい	律計	債券大臣	月八日	國債券(昭和五十七年大藏
円年	倍は規	数	三	三	で發機	年法律第七十五号。	う。」の規	律に	安住	十日	利付國債の發行、
に三	の記定	金	千	五千	行機	法律第	定の規定	二十一	淳	月八日	行
月八	金錄に	額	九	九	日本銀	七	とし、その規	三十			
つき	額はよ	はよ	百	百	行とす	十五	定。	四十			
百日	に、る	に、る	一	一	募集の取	五	その規	七			
円	よ最振	よ最振	万	万	扱の取扱	千	定。	七十			
七	る低替	も額口	五	五千	六	六百七					
十三	の面座	と金簿	九	九	七	七					

の経利
払過
込利
み子率

(一) 年

るす出額
。るしに各
期た金〇募
日額、取
扱を次
い第機
込十算
む八式は
も号に、
のによ払
と規り込
す定算金

額面金額の総額 $\frac{1.0}{100} \times \frac{79}{365}$

(二)

税人にの法す国をかのれ中れに
乗ら算るのる係發行時におい
率が當算入る債債者をじ當式も口もる
適該式で者を乗用非にあが發該ににと得
支次四が乗用非にあが發該ににと得
期及翌休支次六が乗用非にあが發該ににと得
日び営業日でじを居よ場非行金額より税
に第業う算六きた受住り合非行金額より税
つ十日式月金額け者算に住にた百出は又振源、
い五にたに二額る又出は者おだは替泉そ
て号支当だよ十所はし、又いし分し、は替泉そ
同に払たしり日を控得外た前はて、のた前記口徵の
じおうる、算を除税國金記外取当二金記録座收利
いへと支出支すの法額(一)國得該十額(一)さ簿さ子

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成る税人にの法す国をかのれ中れに
す次そ銀額し二こ率が當算入る債債者をじ當式も口もる
る号の行を、十とを適該式で者を乗用非にあが發該ににと得
期及翌休支次四が乗用非にあが發該ににと得
日び営業日でじを居よ場非行金額より税
に第業う算六きた受住り合非行金額より税
つ十日式月金額け者算に住にた百出は又振源、
い五にたに二額る又出は者おだは替泉そ
て号支当だよ十所はし、又いし分し、は替泉そ
同に払たしり日を控得外た前はて、のた前記口徵の
じおうる、算を除税國金記外取当二金記録座收利
いへと支出支すの法額(一)國得該十額(一)さ簿さ子

額面金額 $\times \frac{1.0}{100} \times \frac{79}{365}$

十
八
十
七
十
六
五
十
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
子
以

平
成
二
十
四
年
三
月
八
日
日
額
本
銀
行
百
三
年
十
百
三
円
に
う
に
つ
き
月
百
百
円
十
月
六
月
各
月
支
十
間
二
月
支
十
間
二
月
期
月
属
ニ
す
お
十